

ミモザ川崎たちばな弐番館 ご利用料金

入居時初期費用と月々の利用料金

入居時初期費用	月額利用料				
	家賃 (非課税)	管理費 (非課税)	水道光熱費 (非課税)	食材料費 (非課税)	月額利用料合計
246,000円	82,000円	18,000円	22,500円	45,000円	167,500円

- ※ 1 食材料費は30日／月の場合です。
- ※ 2 上表に加え、以下の別途費用が発生いたします。
- ・介護保険自己負担額
 - ・必要に応じて、おむつ代等の日用品費、医療費（別途契約）など。

2024年12月1日改定

介護保険の基本報酬(2024年4月1日以降)

①地域単価

地域	川崎市(2級地)
地域単価	10.72円

②基本料金(1日当たり)

	単位数	自己負担(1割)	自己負担(2割)	自己負担(3割)	備考
要支援2	749	803 円	1,606 円	2,409 円	
要介護1	753	808 円	1,615 円	2,422 円	
要介護2	788	845 円	1,690 円	2,535 円	
要介護3	812	871 円	1,741 円	2,612 円	
要介護4	828	888 円	1,776 円	2,663 円	
要介護5	845	906 円	1,812 円	2,718 円	

※ 上記料金は、厚生労働省の報酬告示(2024年4月施行)に基づき定められた料金です。改正になった場合には当該改正に従い変更させていただきます。

※ 入院および一時帰宅中は基本料金を請求しません。ただし、入院後3か月以内に明らかに退院することが見込まれる場合、利用者入院期間中の体制に係る所定単位数を請求します。当該請求に関しては加算報酬を参照してください。

※ 料金の計算過程における端数処理により、実際の請求額が上記金額と若干異なる場合があります。

【自己負担額算出方法】

地域単価×単位数＝①円(利用料金(10割)。1円未満切捨て。)

①×保険給付(9割、8割又は7割)＝②円(1円未満切捨て。)

①－②＝③円(③が各々の負担割合に応じた自己負担額)

事業所の加算については、重要事項説明書の「介護保険の加算報酬」を参照してください。

保険の対象とはならない費用一覧(2024年12月1日以降)

名称	内容	備考
敷金	246,000円 ご退居時に清算し返却いたします。	利用契約書第28条
家賃	82,000円/月	
食材料費	朝食:350円 昼食:550円(おやつ代込) 夕食:600円 1日当たり1,500円 30日当たり45,000円	キャンセルは3日前まで
水道・光熱費	22,500円/月	
管理費	18,000円/月 使途は共用備品、設備費、車両維持費、設備保守点検等業務委託費などです。	
個人使用の費用	個人で使用した費用は自己負担となります(医療費、協力医療機関以外への通院費(タクシー代等の交通費、駐車場代)、趣味嗜好品、理美容費、利用者希望により購入した日用品費、おむつ代)。 当該費用はいったん事業所側で立替えを行い、翌月の利用料等の請求書にてその使途を報告、請求します。	

※ 入院及び一時帰宅中において、食材料費は請求しません。

※ 月途中の入居・退居の場合の月払いの費用(家賃、水道・光熱費、管理費)は、日割り計算となります。日割り計算は各費用ごとに1か月を30日として1日当たりの料金を計算(1円未満は切り捨てます。)することとし、それに月の利用日数を乗じた額が当該月の各費用となります。

※ 生活保護受給者の料金

生活保護受給者については利用料の一部を減免し、生活保護基準に料金を引き下げます。差額分は事業者負担とします。

当該料金は事業所より、該当者のみに、本一覧とは別に書面により提示いたします。